

令和元年6月17日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04125

研究課題名(和文) 親-成人子間の同居・援助が変化する中での相続の実態についての実証的研究

研究課題名(英文) An empirical study of inheritance in today's Japan

研究代表者

大和 礼子 (YAMATO, Reiko)

関西大学・社会学部・教授

研究者番号：50240049

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：日本においては「夫親と同居、その親を経済・世話面で援助、その親から相続を受ける」といった父系規範に従い居住・援助と相続を一体的に行う家制度的な状況が1980年代頃まであったが、近年こうした状況は変化している。本研究では世代間の居住・援助の変化や、子世代の性別分業の変化と、それらに伴う相続の変化を、量的・質的データによって分析した。その結果、現代日本では相続、居住、援助といった世代関係は、その面によって関係が異なり(多次元性)、その背後に、a)父系規範(夫親優位)や性別分業と、b)男女平等や女性からみた生活しやすい世代関係(妻親優位)の、両者を共存させようとする人々の調整があることがわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年、高齢化によって福祉ニーズが増加しているにもかかわらず、現役世代の人口減少により公的財源は不足している。そのために公的援助と私的援助(家族間の援助)を組み合わせることで対応する、つまり福祉ミックスの必要性が社会的に高まっている。福祉ミックスをうまく機能させるには、私的な家族関係・世代関係がどのようなものかというその実態を把握する必要がある。本研究はこうした社会的必要に対応しようとするものである。

研究成果の概要(英文)：This study aims at analyzing inheritance in Japan today in relation to other aspects of intergenerational relationships including residential arrangements and support exchanges. The finding from the analysis is that intergenerational relationships in Japan today are not straightforwardly guided by one principle. Intergenerational relationships as a whole consist of various different relations, which include emphases on the husband's side of the family vs. on the wife's side of the family; on the male heir vs. on the female heir vs. equal distribution of responsibilities or resources.

A reason for such multidimensional relationships could be that people make adjustments so as to keep a balance in intergenerational relationships between the traditional inclination toward prioritizing the husband's side of the family or the male heir and the recent tendency toward emphasizing the wife's side of the family or the female heir or equal distribution of responsibilities or resources.

研究分野：社会学(家族社会学)

キーワード：親-成人子の世代関係 個人化 父系 相続 同居 援助 少子高齢化 性別分業

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 福祉ミックスの必要性と私的な世代関係

近年、高齢化によって福祉ニーズが増加しているにもかかわらず、現役世代の人口減少により公的財源は不足しており、公的援助と私的(家族)援助を組み合わせる福祉ミックスの必要性が高まっている。福祉ミックスを機能させるには、私的な家族関係の実態を把握する必要がある。本研究では私的な家族関係として世代間の居住関係・援助関係の変化や、子世代における性別分業の変化と、それらにともなう世代間の相続の変化に注目した。

(2) 世代間の居住関係・援助関係の変化と相続

下の【表1】に示したように日本では、1970~80年代頃まで、「夫の親と同居し、その親を(経済・世話面で)援助し、その親から相続を受ける」というように、父系規範に従い、居住関係・援助関係と相続を一体的に行うという家制度的な状況が続いた⁽¹⁾。ここにおいて相続は「系譜をつなぐ」に加えて「援助の見返り」という意味を事実上持っていた。

しかし近年、親・成人子間の居住関係・援助関係に変化が見られる。この背景には(被雇用者化、都市化、公的年金・介護制度の発達などによる)親子の別居の増加に加えて、(少子高齢化や晩婚化による)親・成人子関係の長期化・親密化や、(現役世代の雇用不安定化や女性の就業増加による)成人子世代のジェンダー関係(性別分業)の変化などがある。

2. 研究の目的

それでは、現代日本の世代間の居住関係・援助関係は、全体としてどう把握できるか。これらと深く関連する相続については、どのような変化が見られるか。たとえば(a)長男が単独で相続すべき、(b)親との同居・援助における子の貢献に配慮すべき(つまり均分相続でなくてもよい)、(c)同居・援助とは独立であるべき(つまり均分相続の原則に忠実であるべき)といった多様な立場があるが⁽²⁾、人々の行動・意識はどのようなものか。居住関係・援助関係と、相続を、人々はどう関連づけているか。言い換えれば、現代の世代関係は全体としてどのようなものとして把握できるか。さらに、これまでの相続研究は、世帯主(つまり大多数は男性)を主な対象としてきたが⁽¹⁾、本研究では女性についても男性と同様に研究対象とする。特に近年における成人子世代の性別分業の変化の影響に注目し、相続の実態や意識はどのようなものか。これらを明らかにすることを目的とした。

【表1】

	1970~80年代頃まで	近年の変化
居住	・夫方の親と同居	・別居の増加
援助	・成人子が親を援助 ・夫が経済的援助、妻が世話的援助を担当 ・同居の親に対し、夫婦一体で援助	・方向の逆転：親が成人子を援助(特に経済面) (背景：年金の発達、子世代の収入の伸び悩み等) ・性別分業の変化：夫が世話面、妻が経済面の援助も行う (背景：子世代における女性の就業の増加) ・個人化：夫は夫の親、妻は妻の親を援助する (背景：少子化・晩婚化による親子関係の親密化)
相続	同居の親から夫が相続 (系譜をつなぐ+老後の援助の見返り)	(本研究の問い) ・近年の相続の実態や意識はどのようなものか? ・人々は居住関係・援助関係と相続を含めて世代関係を全体としてどのように営んでいるか? ・上記において、男女ではどう異なり、また近年の性別分業の変化はどう影響しているか?

3. 研究の方法

(1) 先行研究のレビュー：相続についての国内・外の理論・実証研究を整理・検討した。

(2) 成人子世代の性別分業の変化：相続に影響すると考えられる成人子世代のジェンダー関係の変化について、女性の結婚・出産時の就業継続に注目し、量的調査の分析と結果の理論的考察を行った。用いたデータは、「社会階層と社会移動全国調査(SSM)2005」の日本データ(5742ケース)と、日本の特徴を明らかにするための比較として用いた台湾データ(5379ケース)である。本研究では離散イベントヒストリーモデルを用いた。分析対象は女性で、以下のサンプルである。まず結婚前後の退職についての分析では、25~59歳で、結婚経験があり、結婚1年前の時点で就業しており、かつ分析に用いた質問すべて(ただし本人の従業先の企業規模は不明が多いため除く)に対して有効回答が得られた女性を対象とする。次に出産前後の退職についての分析では、25~59歳で、結婚経験があり、子どもがあり、第1子出産の2年前(つまり妊娠する前)の時点で就業しており、かつ分析に用いた質問すべて(ただし本人の従業先の企業規模は不明が多いため除く)に対して有効回答が得られた女性である。

(3) 世代間の居住関係・援助関係：世代間の居住関係・援助関係についての分析とその理論的考察を行った。用いたデータは「全国家族調査(NFRJ)2008」(5203ケース)である。この調査は男・女それぞれに、自分・配偶者それぞれの、父・母それぞれとの居住関係・援助関係を調査している。そのため世代関係を、夫婦単位ではなく個人単位で分析可能であり、男女

の比較も可能である。

(4) 相続(量的データ): 相続についての量的調査データの分析と、それが居住関係・援助関係とどう関連しているかについての理論的・総合的考察を行った。用いたデータは報告者が2015年に行った「親子の同居・援助・相続に関するアンケート」から得られたもので、このデータの2次分析を行った。この調査は学術調査の実績が多い調査会社に委託し、全国の45~69歳の男女2,500人を対象に、インターネットを通じて実施した。回答者の性別×年齢×居住都道府県×配偶関係×学歴についての分布は、国勢調査の分布に従っている。

(5) 相続(インタビューデータ): 相続についてのインタビュー調査の分析を行い、量的調査データの分析結果の理解を深めた。用いたデータは、報告者が2008年6月~2009年2月に行ったインタビュー調査のデータで、60歳以上の男性10人、女性10人に対して1人当たり2~3時間のインタビューを行った。このデータの2次分析を行った。

4. 研究成果

(1) 成人子世代の性別分業の変化

成人子世代の性別分業の変化について、日本と、比較のために台湾(東アジアの資本主義社会の中で日本と対照的な雇用システムを持つ)に注目して、両社会の比較分析を行った。

日本については、1995年データの分析では日本型雇用システムの影響によって、中規模~大規模企業に事務職として勤務、夫の収入が多い、核家族(祖父母などが同居していない)といった背景をもつ女性は、より結婚退職・出産退職しやすいという傾向があった⁽³⁾。しかし2005年データによると、まず結婚時については、こうした退職傾向がほとんどみられなくなったし、出産時においてもその傾向は弱まった。これらの結果から日本においては、2005年になると男性稼ぎ主型雇用システムが弱まり、女性が就業を継続するようになり、性別分業が弱まった。一方、比較対象の台湾については、ホワイトカラーや大企業といった有利な勤務条件の女性ほど結婚・出産時に就業を継続しやすく、またそれは家族状況(夫の収入や核家族かどうかなど)に左右されないという傾向は、1995年でも2005年でも変化がなかった。

以上の分析から、日本においては近年、女性が就業継続しやすくなり、性別分業に変化が見られたことがわかった。このことは、これまでの世代関係(たとえば家規範に従い夫親を優先するなど)に変化をもたらす可能性がある。

(2) 世代間の居住関係・援助関係の実態とその意味

本研究の目的の1つは、(上記のような性別分業の変化を考慮に入れ)、世代関係を多様な側面から分析し、その全体像に迫ることだった。同居・近居、援助(子から親へと、親から子へ)という多様な分析の結果で最も印象的だったのは、世代関係の各側面によって、関係のあり方が異なることだった。【表2】にまとめたように、たとえば居住関係については、規定要因が夫親と妻親で異なるだけでなく、同じ妻親でも同居と近居で異なっていた。人々は同居と近居を巧みに使い分けている。また、援助においては、子世代と親世代のずれが印象的だった。「子から親へ」という、子がイニシアティブをとる援助では、「夫は夫親に、妻は妻親により多く援助する」傾向と、「妻が夫親・妻親の両方に同じように援助する」傾向の両方が見られた。しかし逆方向の「親から子へ」という、親がイニシアティブをとる援助では「夫はおもに夫親との関係に対応するが、妻は夫親・妻親の両方に対応する」という性別分業が見られた。つまり現代の世代関係は、一つの原則(たとえば夫親優位)であらゆる側面が統一されている、といった単純なものではなく、同居、近居、子から親への援助、親から子への援助といった各側面によって異なっており、多次元的だった。

【表2】 居住関係と援助における世代関係の多次元性(成人子世代の分析から)

要因	居住関係	援助	
		子親 (子がイニシアティブ)	親子 (親がイニシアティブ)
夫と妻の違い (性別の効果)	なし (夫婦一体で居住)	あり ・夫は「夫親へ多い」 ・妻は「妻親へ多い」 ・妻は「両方へ同じ」	あり ・夫は「夫親から多い」 ・妻は「両方から同じ」
妻の高収入 (性別分業の変化)	妻方の同居・近居を促進	「妻親へ多い」と「両方へ同じ」を促進	なし
その他の要因			
a 文化的規範	a 夫方の同居・近居を促進		
b 親の世話ニーズ	b 夫方・妻方の同居を促進		
c 子の経済的ニーズ	c 同上		
d 子の育児援助ニーズ	d 妻方の近居を促進		

こうした多次元性が見られる理由は、世代関係において、従来型の夫親優位の傾向と、近年強まっている妻親優位の傾向を、何とか共存させようと人々が調整している結果だと考えられる。具体的には、夫親優位は、戦前からの父系規範に支えられているうえに、高度成長期から

強まった男性稼ぎ主型制度の影響で、夫を稼ぎ主＝一家の主人と見なす意識にも支えられている。しかしその一方で、近年、妻親優位が強まっており、その要因としては、女性の就業継続、男女平等意識の浸透、(公的年金の発達により)経済援助より介護援助が親にとって重要になり、介護を頼りやすい娘の重要度が増していること、また娘にとっても家事・育児を頼りやすいのは自分(妻)の親であることなどがあげられる。

さらに、「夫親優位と妻親優位を、共存させるための調整」は、子世代のきょうだい数が少ないことにより(たとえば夫・妻ともに一人っ子的場合)切実になっている。その結果として、世代関係の側面によって、夫親優位、妻親優位、両方同じ等々、より適合的な関係が選択されている。

(3) 相続(量的調査)

相続は多様な形態に分類できる。たとえば、垂直相続(親子)か水平相続(親-その配偶者-子)か、単独相続かきょうだい全員による相続か、均分相続か非均分(例えば長男子単独)相続か、相続財産の違い(居住不動産、その他の不動産、金融資産など)などである⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾。1980~90年代初めの研究によると⁽⁶⁾⁽⁷⁾、垂直・単独・非均分(長男子単独)相続が多かった。

しかし本研究の分析では、水平・きょうだい全員による・均分相続が増えている。ただし相続財産の種類によって男女差が存在し、少額の金融資産については男女差が小さくなっているが、不動産などは男女差があり男性がより相続する傾向が見られた。そしてこうした傾向は、規範要因(地域による親族文化や産業化の度合いの違い、きょうだい順位による違い、教育程度や個人の規範意識による違いなど)、資源要因(社会階層による違い、きょうだい数による違いなど)、状況要因(親との地理的距離による違い、介護など援助関係の違い)などをコントロールしてもほぼ同様の傾向が見られた。

この結果から、上で見た居住形態や援助という側面と同様に、相続においても、相続の多様な側面を調整し、父系規範と男女平等を共存させようとする傾向があると考えられる。

(4) 相続(インタビュー調査)

子どもがいる60歳以上のインタビュー回答者(男・女)について、相続と自分自身の介護についての考えを分析した。その結果、「介護サービスを利用し、費用は自分たち夫婦の財産でまかない、余ったら子どもたちに均等に相続させたい」という考えは、男性にもみられたが女性により多く、一方、「子どもに介護してもらい、自分たちの財産は子どもに譲りたい」という考えの人はすべて男性であった。女性は子どもによる介護とその見返りとしての相続という考え方に否定的であった。

より詳しくインタビューの回答を見ると、女性は、子(娘も含む)に介護してもらうことで、親としての権威(女性の場合は、世話役割を担う母親としての権威)が揺らぐことへの抵抗感を感じていた。それに対して男性は、子(特に娘)に介護などを依存することによりあまり抵抗を感じていなかった。そしてその見返りとして財産を譲ると考えることによって、親としての権威(男性の場合は、経済的扶養役割を担う父親としての権威)が揺らぐといった不安もあまり感じていなかった。

以上のように、相続と介護という各側面の調整においても、男女でその希望するやり方についての意識が異なることがわかった。そしてその要因の1つとして、親としての権威をどのような形で維持しやすいかにおける男女の違い(つまり性別分業)があった。

(5) まとめ

以上の研究から、現代日本では、相続、居住関係、援助関係といった世代関係は、その各側面によって関係の在り方が異なり(多次元性)、その背後に、a)父系規範(夫親優位)や性別分業と、b)男女平等や女性の立場からより生活しやすい世代関係(妻親優位など)の、どちらか一方に偏ることなく、両者を共存させようとする人々の調整があることがわかった。

福祉ミックスを機能させるためには、人々自身と政策立案者がこうした世代関係の多次元性を認識する必要がある。

(6) 今後の課題

本研究の結果(つまり世代関係の多次元性と、その背後にある上記a)とb)を共存させようとする人々の調整)を、他のアジア諸国のそれと比較研究することである。

そのために、本研究の成果を英語の著書にまとめ、海外の研究者との意見交換をより積極的に行っていくことである。

<参考文献>

- (1) 野口悠紀雄・上村協子・鬼頭由美子, 1989, 「相続による世代間資産移転の構造: 首都圏における実態調査結果」『季刊社会保障研究』25(2): 136-44.
- (2) 原田純孝, 1997, 「家族の変容と法の役割」『法社会学』49, 144-150.
- (3) Yu, Wei-hsin, 2009, *Gendered Trajectories*, Stanford, California: Stanford University Press.
- (4) Finch, J., J. Mason, J. Masson, L. Wallis, & L. Hayes, 1996, *Wills, Inheritance, and Families*, Oxford: Oxford University Press.
- (5) Rowlingson, Karen and Stephen McKay, 2005, *Attitudes to Inheritance in Britain*, Queens Road, Bristol: The Policy Press.
- (6) 経済政策研究所, 1988, 『世代間移転における家族の役割についての調査研究』(生命保険文

化センター委託研究報告書)。

- (7) 経済政策研究所, 1991, 『相続の実態と家計の資産形成に与える影響に関する調査研究』(生命保険文化センター委託研究報告書)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

大和礼子 (2017) 「親・義親との援助関係における”夫婦の個人化”？ 第3回全国家族調査(NFRJ08)の分析から」『人口問題研究』73, 58-77. (査読なし)。

〔学会発表〕(計 3 件)

Yamato, Reiko (2018) “Changing Roles of the Wife and the Husband in Care-Giving to Their Older Parents in Japan,” presented to The session of Caring of Elderly By Their Families: Roles and Challenges in Ageing Societies, RC11, The XIX ISA World Congress of Sociology, Metro Toronto Convention Center, Toronto, Canada.

Yamato, Reiko (2018) “Determinants of intergenerational living arrangements in Japan: A comparison between living together, living nearby, and living far away with the husband’s and the wife’s parents,” presented to The joint conference for RC06 and RC41: Changing Demography, Changing Families, Mandarin Orchard Singapore, Singapore.

Yamato, Reiko (2016) “Patrilineal, bilateral, or individualized? Changing inter generational relationships in Japan,” presented to The Third ISA Forum of Sociology, University of Vienna, Vienna, Austria.

〔図書〕(計 4 件)

大和礼子 (2017) 『オトナ親子の同居・近居・援助 夫婦の個人化と性別分業の間』学文社, 206.

大和礼子 (2016) 「公的介護保険導入にともなう介護期待の変化 自分の介護を誰に頼るか」, 稲葉昭英・保田時男・田淵六郎・田中重人編『日本の家族 1999-2009 全国家族調査[NFRJ]による計量社会学』東京大学出版会, 275-291.

Yamato, Reiko (2016) "The Impact of a changing employment system on women's employment upon marriage and after childbirth in Japan," Hiroshi Tarohmaru (ed.) *Labor Markets, Gender and Social Stratification in East Asia: A Global Perspective*, Leiden: Brill, 80-111.

Oda, Akiko, Hiroshi Tarohmaru and Reiko Yamato (2016) "An inter regional comparison of occupational gender segregation in Japan," Hiroshi Tarohmaru (ed.) *Labor Markets, Gender and Social Stratification in East Asia: A Global Perspective*, Leiden: Brill, 140-176.

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。